

株 式  
持 分 の 取 得 等 に 関 す る 報 告 書  
\_\_\_\_\_年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名			
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金		
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの			
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名		
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者電話)					

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金 (払込資本)	取得前、一任運用前又は設立時 円 ( 株 (口) ) 取得後又は一任運用後 円 ( 株 (口) )
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)
2 株 取 得 又 は 一 任 運 用 を し た (持分)	(1) 上場、非上場等の区 分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他
	(2) 取得又は一任運用 の態様	
	(3) 数量、取得・一任 運用価額等	数 量 株 (口) 取得価額又は一任運用価額 円 (一株 (口) 当たり 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前出資比率 %)

3	取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等	数 量 出資比率	株 %
4 相手方	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		
	(3) 譲渡数量		
5	取得年月日		
6	支払年月日		
7	その他の事項		

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式若しくは持分の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、株式の取得又は株式への一任運用にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 7 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
- 8 「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。)である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの(報告者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。))をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 9 「4 相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 10 第7条第2項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。
  - (1) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。
  - (2) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第3条第3項第9号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた

日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行った日の翌日における出資比率を記入すること。

- (3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由(同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種)及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種)を記入すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。
- (日本工業規格A4)

報告書記入例

株 式  
の 取 得 等 に 関 す る 報 告 書  
~~持 分~~  
2017年10月2日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。  
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。  
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エイ・ピー・シー・コーポレーション(ABC Corp.) 代表者 〇〇〇 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100	国籍	アメリカ 合衆国
	職業又は営んで いる事業の内容	医薬品、化学製品の製造、販売、輸出入	資本金	※1億米ドル
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 <input checked="" type="radio"/> 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの又は一任運用をするもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	〇〇株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野太郎 経理部長 乙野二郎 <input checked="" type="radio"/>		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇番地		
	事務上の連絡先 (担当者電話)	〇〇株式会社 Tel.3279-1111 〇〇課 乙野次郎 内線1111		

※報告者が個人の場合は「資本金」欄は斜線。

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	日本〇〇化学株式会社
	(2) 本店の所在地	東京都港区〇〇町〇番地
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること（事業目的が多い場合、 「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付して差し支えない）。
	(4) 資 本 金 (払込資本)	取得前、一任運用前又は設立時 400百万円（ 8千株（口）） 取得後又は一任運用後 800百万円（ 16千株（口））
	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 50% (取得前又は一任運用前 50%)



- 7 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受による取得」、「設立新株への一任運用」、「増資新株への一任運用」、「旧株の譲受による一任運用」等と記入すること。
- 8 「3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。)である場合において記入すること。この場合において、報告者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの(報告者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)をいう。以下この記入要領において同じ。)が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、報告者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、報告者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用(対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。)の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
- 9 「4 相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 10 第7条第2項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成すること。
  - (1) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(2) 取得又は一任運用の態様」欄には「引受けに係る取得」と記入すること。
  - (2) 「2 取得又は一任運用をした株式(持分)」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄の「数量」には第3条第3項第9号に掲げる行為により取得した株式のうち、当該行為を行つた日の翌日において所有している株式の数量を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出資比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出資比率を記入すること。
  - (3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が対内直接投資等に関する政令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由(同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種)及び発行会社に事前届出業種に該当する連結子会社等がある場合における当該連結子会社等の名称、本店の所在地及び事前届出業種)を記入すること。
- 11 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。  
(日本工業規格A4)

対内直接投資等に係る「株式・持分の取得等に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社、店頭登録会社<以下「上場会社等」といいます>および非上場会社）の株式もしくは持分を取得（注1）または上場会社等の株式への一任運用（注2）をする場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります）。

また、外国投資家が本邦の上場会社等の株式引受け（注3）を行った翌日に当該株式を出資比率（直投令第2条第4項に定める特別の関係にある者の分を含む<以下同じ>）10%以上所有することになった場合（ただし、次の要件を備えていない場合には、議決権の行使を行わないものに限る）。

- (1) 本邦にある会社（発行会社）ならびにその子会社および完全対等合併会社（注4）の定款上の事業目的のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます）に該当すること。
- (2) 外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域に該当すること。
- (3) イラン関係者（\*）により行われる、告示（「直投命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第一号に掲げる次の行為に該当しないこと。
  - a 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（\*\*）を営む会社の株式（持分）の取得。
  - b 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を営む上場会社等の株式への一任運用。

\* イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）もしくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所またはこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

\*\* 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

- a 相続、遺贈による株式（持分）の取得。
- b 「特定非上場会社」（特定取得に係る事前届出業種を営んでいない非上場会社。以下同じ）の株式（持分）を所有する法人の合併に伴う存続会社（または新設会社）による当該非上場会

社の株式（持分）の取得。

- c 「特定非上場会社」の株式（持分）を所有する法人の分割に伴う、分割後当該事業を継承する新設の法人（または既存の法人）による当該非上場会社の株式（持分）の取得。
- d 上記(1)～(3)の要件を備えた非上場会社の株式（持分）の取得であって、取得後の出資比率が、10%未満の場合。
- e 株式の分割または併合により発行される新株の取得または当該新株に係る株式への一任運用。
- f 特定の外国投資家による出資比率が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」という）による株式（持分）の取得または上場会社等の株式への一任運用。なお、特定の外国投資家自身が、「特定上場会社等」である場合には、その者からの出資比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、「特定上場会社等」からの出資比率が10%以上であり、他の特定の外国投資家からの出資比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%未満の居住者外国投資家のことを『特別上場会社等』といいます。
- g 発行会社の組織変更に伴う組織変更前の株式（持分）に代る組織変更後の株式（持分）の取得。
- h 株式無償割当てによる株式の取得または株式への一任運用。
- i 取得条項付株式の取得または取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式（持分）もしくは出資証券の取得または株式への一任運用。
- j 「特別非上場会社」（「特定上場会社等」を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る）のことをいう）による株式・持分・出資証券の取得または上場会社等の株式への一任運用。
- k 上場会社等の株式の取得のうち株式の引受け（注3）。なお、引受けの翌日に当該株式を出資比率10%以上所有することとなった場合には、本報告の提出が必要です。

（注1）次の株式（持分）の取得または株式への一任運用は対内直接投資等に該当しませんので、本報告の対象ではありません（次のa、bのうち居住者と非居住者の間の取引は資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります）。またbのうち、特定取得に係る事前届出業種（\*）を営む非上場会社の株式（持分）を他の外国投資家から取得する場合には、特定取得に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」を提出する必要があります。詳細は、特定取得に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」の記入の手引をご参照下さい。

- a 上場会社等の株式を取得し、または株式への一任運用をする場合であって、取得後または一任運用後の出資比率が10%未満のとき。
- b 非上場会社の株式（持分）を他の外国投資家から取得したとき。

\* 特定取得に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表に掲載されている業種に該当する業種をいいます。同業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている同業種の製造等具体的な事業が含まれますのでご注意ください。



(注2) 「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、a およびbの要件をどちらも満たした場合に限ります。

a 株式に投資をするために必要な権限および会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限に関し委任を受けており、委任者が当該権利を行使できないこと。

b 対象となる株式への一任運用後の出資比率（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号ロに定める関連する株式への一任運用分を含む）が10%以上の場合。

(注3) 金融商品取引法第2条第8項第6号に掲げるもの。ただし、同条第6項第3号に係るものを除く。

(注4) 本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、本邦にある会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の完全対等合弁会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

## 2. 報告の時期

取得または一任運用の日の属する月の翌月15日までに報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、居住者である代理人が提出をして下さい。

—— 報告期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

## 3. 提出書類および提出部数

「株式・持分の取得等に関する報告書」（別紙様式第十一）・・・報告書の名宛大臣数

## 4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記1.（1）の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局  
国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107